

令和6年 八代妙見祭ポスター・チラシ作品制作仕様書

八代妙見祭保存振興会

1 制作テーマ

国指定重要無形民俗文化財及びユネスコ無形文化遺産である「八代妙見祭」の知名度アップ、イメージの向上及び観光誘客の促進を図るため、八代妙見祭の特徴と魅力を効果的に訴求した作品とすること。

今年の主たる出し物のテーマは、獅子とする。ただし、他の出し物を付帯的に組み合わせることも可とする。

2 共通事項

ポスター及びチラシの作品制作に係る共通的な事項は次のとおりとする。

- (1) 八代妙見祭の品位やイメージを損なわないこと。
- (2) 八代妙見祭のイメージや特徴を表現すること。
- (3) 八代妙見祭を観覧・参加したくなるように表現すること。
- (4) 見る人にとって見やすく・分かりやすいものであること。
- (5) 見る人を引き付けるような工夫を行うこと。
- (6) 良質な写真、見やすい配置、調和の取れた色使いなど、バランスよい構成とすること。
- (7) ポスターとチラシのデザインは統一感を持たせること。
- (8) 掲載必須事項を漏れなく掲載すること。
- (9) 自作、未発表のものに限ること。
- (10) 写真については不自然なコラージュや過度な加工は行わないこと。
- (11) 文字の大きさや字体は自由とする。
- (12) 配色は自由とする。ただし、カラー・モノクロは問わない。
- (13) 写真・タイトル・文字は、実際に使用するものに極めて近いものとする。 (すべてをダミーにすることは不可)
- (14) 使用する写真、イラスト等については、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証すること。

3 ポスターについて

- (1) ラフ案の制作サイズは、B2判(縦・片面・4色カラー)とする。
- (2) 表現方法(写真やイラスト、絵画など)は自由とする。
- (3) 写真については、八代妙見祭保存振興会ホームページ<http://www.myouken.com>に掲載の「フォトコンテスト受賞作品」又は個別に撮影したものを使用すること。個別に撮影した写真を使用する場合は、原則2年前の写真までとする。
※ フォトコンテスト受賞作品の使用については、令和5年の受賞作品を優先すること。受賞作品の画像データは、八代妙見祭保存振興会ホームページよりダウンロード可としているが、高画質のデータが必要な場合は、当会へ別途相談すること。
- (4) キャッチコピーの文体等は自由とするが、本仕様書の趣旨に沿ったもの、かつ簡潔な表現とすること。
- (5) 次の項目は必ず掲載すること。
【八代妙見祭】※主タイトル
【ユネスコ無形文化遺産】※副タイトル1
【国指定重要無形民俗文化財】※副タイトル2
【熊本・八代】※副タイトル3
【ホームページ：<http://www.myouken.com/>】
【問合せ先：八代妙見祭保存振興会 TEL:070-5819-8246】
- (6) ポスターラフ案の提出にあたっては、パネル貼りにし、裏面に提案者名(会社名)を記載すること。

4 チラシについて

- (1) ラフ案の制作サイズは、A3判二つ折り(両面・4色カラー)とする。
- (2) チラシの表紙デザインは、ポスターデザインと統一性を持たせること。
- (3) ラフ案制作時における掲載事項は、前年チラシ(別添)同様とするが、表現方法やデザイン、レイアウト等は自由とする。なお、掲載事項の詳細については、契約締結後に当会より情報提供の上、決定する。
- (4) 写真については、八代妙見祭保存振興会ホームページ<http://www.myouken.com>に掲載の「フォトコンテスト受賞作品」又は個別に撮影したものを使用すること。個別に撮影した写真を使用する場合は、原則2年前の写真までとする。
※ フォトコンテスト受賞作品の使用については、令和元年の受賞作品を優先すること。受賞作品の画像データは、八代妙見祭保存振興会ホームページよりダウンロード可としているが、高画質のデータが必要な場合は、当会へ別途相談すること。

5 その他

- (1) コンペ選定後、当会よりデザインや掲載事項等の一部変更(修正・追加・削除など)を依頼する場合がありますので対応すること。
- (2) 完成後の成果品に関する著作権は当会に帰属する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。